

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 4 月 1 日

水 曜 日

第 3891 号

## 目 次

### 告 示

○宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定による講習の指定	1
○県道路線の認定	2
○道路の区域変更	3
○道路の供用開始	
○県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧	4
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	5

### 公安委員会告示

○少年指導委員の氏名等	9
-------------	---

### 公 告

○特殊詐欺対策コールセンター事業業務委託に係る一般競争入札の実施	10
○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	14

### 監査委員公告

○監査の結果の公表	17
-----------	----

## 告 示

### 富山県告示第167号

宅地建物取引業法第22条の2第2項の規定による講習の指定について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号。以下「法」という。）第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

宅地建物取引業法第22条の2第2項及び同法第22条の3第2項の規定に基づく講習の指定について（平成19年富山県告示第94号）は、廃止する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

法第18条第1項の規定により富山県知事の登録を受けている者（第2号において「登録者」という。）で宅地建物取引士証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる者が、法第22条の2第2項（法第22条の3第2項の規定において準用する場合を含む。）の講習として富山県内で実施する講習
- ア 公益社団法人富山県宅地建物取引業協会  
イ 公益社団法人全日本不動産協会
- (2) 登録者がやむを得ない事情により前号の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項（法第22条の3第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により指定する講習で、あらかじめ富山県知事が認めたもの

## 富山県告示第168号

県道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第7条第1項の規定により、県道の路線を次のとおり認定する。

その関係図面は、富山県土木部道路課において平成27年4月1日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地	備 考
		終 点		
121	富山新駅停車場線	富山市下富居		
		富山市鍋田		
131	高岡新駅停車場線	高岡市和田		
		高岡市北島		

**富山県告示第169号**

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月 1 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 高岡環状線	高岡市佐野1315番地先から 高岡市上北島31番 1 地先まで	変更前	A	最大 28.2 最小 4.4	5366.4	高岡土木 センター
			B	最大 124.2 最小 22.0	3469.5	
		変更後	B	最大 124.2 最小 21.6	3469.5	

**富山県告示第170号**

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において 4 月 1 日から 1 箇月間一般の縦覧に供する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
----------------	-----	---------	------

国道 415号	富山市中田一丁目 235番24から 富山市中田二丁目67番16まで	平成27年4月1日	富山土木 センター
------------	--------------------------------------	-----------	--------------

## 富山県告示第171号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営広上地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 縦覧に供すべき書類

県営広上地区土地改良事業変更計画書の写し

### 2 縦覧の期間

平成27年4月2日から

平成27年5月1日まで

### 3 縦覧の場所

射水市役所

## 教示

- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第172号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営城飯久保地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 縦覧に供すべき書類**

県営城飯久保地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間**

平成27年4月2日から

平成27年5月1日まで

**3 縦覧の場所**

氷見市役所

**教示**

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第173号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営長沢地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営長沢地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年 4 月 2 日から

平成27年 5 月 1 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第174号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営坪野長池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営坪野長池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年4月2日から

平成27年5月1日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

**富山県告示第175号**

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営牛ヶ首2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営牛ヶ首2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成27年4月2日から

平成27年5月1日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

---

射水市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県告示第176号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第1項の規定により県営古沢地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 縦覧に供すべき書類

県営古沢地区土地改良事業計画書の写し

#### 2 縦覧の期間

平成27年4月2日から

平成27年5月1日まで

#### 3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して異議申立てをすることができます。



- 2 この土地改良事業計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の異議申立てに対する決定を経た場合に、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該異議申立てに対する決定の取消しの訴えのみ提起することができます。

### 富山県公安委員会告示第31号

少年指導委員の氏名等について

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により平成27年4月1日少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員運営規則（平成13年富山県公安委員会規則第4号）第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成27年4月1日

富山県公安委員会委員長 高木 繁雄

氏名	連絡先	活動区域の名称	活動区域
扇谷 誠 本多 一行	入善警察署生活安全課 TEL 0765-72-0110（代）	入善区域	入善警察署管内
川本 敏和 新村 恵子	黒部警察署生活安全課 TEL 0765-54-0110（代）	黒部区域	黒部警察署管内
伊東 紀一 村井 達英	魚津警察署生活安全課 TEL 0765-24-0110（代）	魚津区域	魚津警察署管内
小川 哲雄 宮原 隆博	滑川警察署生活安全課 TEL 076-475-0110（代）	滑川区域	滑川警察署管内
原 教守 高畑 稔	上市警察署生活安全課 TEL 076-472-0110（代）	上市区域	上市警察署管内
水口 正治 高岡 明夫	富山北警察署生活安全課 TEL 076-438-0110（代）	富山北区域	富山北警察署管内
稲垣 喜夫 水口 大倫 板倉 久郎 野崎 保 川越 恒豊 家納 博義	富山中央警察署生活安全課 TEL 076-444-0110（代）	富山中央区域	富山中央警察署管内

池田 義輝 村下 芳徳	富山南警察署生活安全課 TEL 076-467-0110 (代)	富山南区域	富山南警察署管内
野原 孝夫 福澤 彰一	富山西警察署生活安全課 TEL 076-466-0110 (代)	富山西区域	富山西警察署管内
石黒 善隆 上田 雅裕	射水警察署生活安全課 TEL 0766-83-0110 (代)	射水区域	射水警察署管内
畑 義隆 山城 義孝 高畑 雅博 山本 充彦	高岡警察署生活安全課 TEL 0766-23-0110 (代)	高岡区域	高岡警察署管内
寺崎 洋 田中 忠雄	氷見警察署生活安全課 TEL 0766-91-0110 (代)	氷見区域	氷見警察署管内
坪田 俊明 三井 和弥	砺波警察署生活安全課 TEL 0763-32-0110 (代)	砺波区域	砺波警察署管内
庵 佳樹 齋藤 昭雄	南砺警察署生活安全課 TEL 0763-52-0110 (代)	南砺区域	南砺警察署管内
山崎 仁正 西川 安儀	小矢部警察署生活安全課 TEL 0766-67-0110 (代)	小矢部区域	小矢部警察署管内

~~~~~  
**公 告**  
 ~~~~~

### 特殊詐欺対策コールセンター事業業務委託に係る一般競争入札の実施

特殊詐欺対策コールセンター事業業務委託に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成27年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 委託業務の名称及び数量

特殊詐欺対策コールセンター事業業務委託 一式

##### (2) 委託業務の仕様等

入札説明書及び特殊詐欺対策コールセンター事業仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

##### (3) 委託期間

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

(4) 委託業務の実施場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第 142号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 入札説明書等に定める事業を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人であること。
- (4) 国又は地方公共団体が発注した電話受電業務又は架電業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。
- (5) プライバシーマークを取得していること。
- (6) I S M S 又は I S O 27001の第三者認証を取得し、業務を実施する事業所が認証登録範囲に含まれていること。
- (7) 一般社団法人日本コールセンター協会に、サービスエージェンシーとして登録があること。
- (8) 過去に重大な個人情報の漏えい問題が発生していないこと。

3 入札に参加する資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、資格審査確認申請書（以下「申請書」という。）及び資格確認書類（以下「資料」という。）を提出し、入札に参加する資格の確認を受けなければならない。申請書若しくは資料を提出しない者又は入札に参加する資格がないと認められた者は、入札に参加できない。
- (2) 資料は次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格決定通知書の写し

イ 契約を履行する能力を有することが証明できる書類

過去に国又は地方公共団体に、本契約と同種、同等数以上の業務を提供したことを証明する書類（相手方、受託金額、業務内容の詳細、従業員数等）

ウ 本社及び各事務所（営業所）の組織、体制

エ 社員、従業員の採用方法と研修、教養体制及びその実施状況

オ コールセンター業務等に従事している社員、従業員数

カ 本件業務受託の際の体制

キ 設立目的を記載した書類（定款等）

(3) 申請書及び資料の提出期間

平成27年4月2日から同年4月20日までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(4) 申請書及び資料の提出場所

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課庶務係

電話 076-441-2211 内線3012

(5) 入札参加資格の確認結果

入札参加資格の確認の結果は、平成27年5月1日までに申請者に通知する。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称及び所在地）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課庶務係

電話 076-441-2211 内線3012

(2) 入札説明書等の交付方法

平成27年4月2日から同年4月9日までの間（休日を除く。）の午前8時30

分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時 平成27年 4 月 10 日 午前11時

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課会議室

(4) 入札書の提出方法

入札の日時に入札場所へ入札書を持参して提出すること。

なお、郵便、電報又は電送による入札書の提出は認めない。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成27年 5 月 11 日 午後 1 時 30 分

イ 場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課会議室

5 入札保証金

免除とする。

6 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 虚偽の申請書又は資料を提出した者の入札

(3) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(4) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

7 入札方法

落札に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満に端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に係らない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 9 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書等による。
- (3) その他詳細は、入札説明書等による。

## 富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成27年4月1日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品等の名称及び数量  
犯罪情報提供システム 一式
- (2) 借入物品等の規格、機能、性能等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成27年8月1日から平成34年7月31日まで（84か月）
- (4) 借入場所  
入札説明書による。
- (5) 借入条件

入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第1の規定に該当しない者であること。
- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成27年富山県告示第142号）第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 本装置の稼働後に、24時間の保守管理体制を確保することが可能であり、かつ、故障等の障害を直ちに復旧させることができる者又は当該者に本装置の保守管理等を行わせることができる者であること。

## 3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を入札書に添えて、入札書の提出期限までに、4の(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

- (2) 入札説明書の交付方法

平成27年4月1日から同年4月8日までの間（日曜日及び土曜日を除く。）

の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成 27 年 4 月 13 日 午後 5 時 15 分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便（郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。）

5 開札の日時、場所等

(1) 開札日時 平成 27 年 4 月 28 日 午前 10 時

(2) 開札場所 〒930-8570 富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いの下で行う。開札に立ち会うことができない者は、開札日の前日までに、その旨を 4 の(1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、入札しようとする物品等の 1 か月分の賃借料の金額とする。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する



金額を入札書に記載するものとする。

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果この公告及び入札説明書に示した物品等を納入できると認められた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

## 10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) その他詳細は、入札説明書による。

## 監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成27年2月に実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月1日

富山県監査委員 坂 野 裕 一  
富山県監査委員 渡 辺 守 人  
富山県監査委員 酒 井 三 郎  
富山県監査委員 桶 屋 泰 三

## 1 監査対象箇所

## 監 査 年 月 日

経営管理部	職 員 研 修 所	平成27年 2 月 19 日
同	公 文 書 館	平成27年 2 月 6 日
生活環境文化部	消 費 生 活 セ ン タ ー	平成27年 2 月 23 日
同	環 境 科 学 セ ン タ ー	平成27年 2 月 18 日
厚生 部	新 川 厚 生 セ ン タ ー	平成27年 2 月 13 日
同	高 岡 厚 生 セ ン タ ー	平成27年 2 月 20 日
同	砺 波 厚 生 セ ン タ ー	平成27年 2 月 20 日
同	富 山 児 童 相 談 所	平成27年 2 月 23 日
同	高 岡 児 童 相 談 所	平成27年 2 月 5 日
同	女 性 相 談 セ ン タ ー	平成27年 2 月 24 日
同	保 育 専 門 学 院	平成27年 2 月 19 日
同	身 体 障 害 者 更 生 相 談 所	平成27年 2 月 9 日
同	食 肉 検 査 所	平成27年 2 月 18 日
商工労働部	計 量 検 定 所	平成27年 2 月 9 日
同	技 術 専 門 学 院	平成27年 2 月 5 日
農林水産部	農 林 水 産 総 合 技 術 セ ン タ ー	平成27年 2 月 23 日
教育委員会	東 部 教 育 事 務 所	平成27年 2 月 20 日
同	県 立 図 書 館	平成27年 2 月 19 日
同	埋 蔵 文 化 財 セ ン タ ー	平成27年 2 月 6 日
同	滑 川 高 等 学 校	平成27年 2 月 12 日
同	富 山 東 高 等 学 校	平成27年 2 月 5 日
同	呉 羽 高 等 学 校	平成27年 2 月 5 日
同	小 杉 高 等 学 校	平成27年 2 月 26 日
同	大 門 高 等 学 校	平成27年 2 月 26 日
同	新 湊 高 等 学 校	平成27年 2 月 5 日
同	高 岡 南 高 等 学 校	平成27年 2 月 16 日

監査対象箇所		監査年月日
教育委員会	砺波高等学校	平成27年2月19日
同	砺波工業高等学校	平成27年2月5日
同	雄峰高等学校	平成27年2月19日
同	富山視覚総合支援学校	平成27年2月5日
同	富山聴覚総合支援学校	平成27年2月12日
同	高岡聴覚総合支援学校	平成27年2月9日
公安委員会	滑川警察署	平成27年2月9日
同	富山南警察署	平成27年2月24日
同	富山西警察署	平成27年2月24日
同	射水警察署	平成27年2月18日
同	高岡警察署	平成27年2月5日

## 2 監査対象年度

平成25年度及び平成26年度

## 3 監査結果

財務に関連する事務事業については、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

### <<注意事項>>

- ア 行政財産使用許可に係る使用料の算定誤りがあった。
- イ 収入科目を誤っているものがあった。（2箇所）
- ウ 職員手当の支給に誤りがあった。
- エ 資金前渡金の取扱いに適正を欠くものがあった。
- オ 専決規定に違反しているものがあった。
- カ 支払事務に遅延が生じた。

- キ 交通事故による損害が生じた。(5箇所)
- ク 借受財産台帳に未整理のものがあった。